

長野県工科短期大学校教職員行動規範

長野県工科短期大学校（以下、「本校」という。）は、その社会的使命と業務の公共性から、高い倫理観に基づいて、厳格に法令等を遵守するとともに、健全で適正な運営が求められる存在です。その要請に応えるためには、教職員の一人ひとりが高潔な価値観、倫理観を保持し、誠実かつ公正に諸活動を展開していくことが必要です。

ここに、長野県工科短期大学校の設置目的のもと「長野県工科短期大学校教職員行動規範」を定め、私たち教職員は不断の実践に努めます。

1 人権の尊重

私たちは、一人ひとりの人格及び人権を尊重し、侵害行為に対しては厳正に対処し、健全で活気のある環境の整備に努めます。

2 法令の遵守

私たちは、関係法令及び学内諸規程を遵守し、健全かつ適正な業務執行に徹し、社会からの信頼確保に努めます。

3 社会的使命を自覚した教育研究

私たちは、本校が果たすべき社会的使命を自覚し、教育研究活動を通して長野県の振興はもとより、日本や世界の発展にも貢献します。

4 積極的な情報公開と知的財産権の尊重

私たちは、正確な情報を積極的に公開するとともに、個人情報保護、業務上知り得た秘密の保持及び知的財産権の尊重に細心の注意を払います。

5 環境への配慮

私たちは、豊かな環境マインドを育み、常に環境の保全や資源の保護を心がけた活動を推進します。

6 安全衛生の確保と不測の事態への対処

私たちは、安全衛生に対する意識を高め、その確立に向け不断の努力を重ね、不測の事態に対しては、迅速、的確に対処します。

8 本校の資産等の適正な管理

私たちは、本校の資産及び外部資金を適正かつ効率的に管理し、正当な業務目的にのみ使用します。

9 行動規範に反する行為への対処

この規範に反する行為により本校の信用を傷つけ、その利益を妨害し、又は構成員全体の不名誉となる事態若しくは本校の業務に支障を来す事態を招いた場合には、地方公務員法、長野県条例、

その他関係諸規程に則って対処します。

附 則

- 1 この規範は、平成 28 年 3 月 30 日から実施します。